賛助会員規程

（目的）

第１条

本規程は、一般社団法人日本伝統野菜推進協会（以下「本会」という）定款第６条に定める賛助会員について必要な規則を定めることを目的とする。

（賛助会員）

第２条

会員は、本会の目的に賛同し、会費（以下「会費」という。）を納入する法人及び個人で、理事長の承認を得た者とする。

（賛助会員の資格の取得）

第３条

本会の賛助会員になろうとする者は、賛助申込書の提出及び当該年度の会費を納入し、理事会の承認を受けるものとする。

（会員の種類及び会費）

第４条

会員は別表に定める種類により会費を納入する。

２　会費は毎年６月末日までに、当年度分を協会の指定する口座に一括して振り込むものとする。

３　事業年度開始後に入会する場合は、入会申し込みと同時に納入するものとする。

４　既納の会費は、返還しないものとする。

（賛助会員の権利）

第5条

本会の賛助会員は本会が提供する以下の特典を受けることができる。

（1）協会が発行する刊行物の優先配布

（2）協会が行う調査研究結果の提供

（3）協会が主催するイベント、セミナー等への優先参加

（4）研究・調査・資料に関する相談

（5）その他諸種の情報サービスの提供

（退会）

第6条

賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第7条

賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、社員の過半数が出席した社員総会において、社員の3分の2以上の決議によって当該賛助会員を除名することができる。

（1）この定款その他の規則に違反したとき

（2）この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき

（賛助会員資格の喪失）

第 8 条

前 2 条の場合のほか、賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）第 4 条の支払義務を 2 年以上履行せざるとき

（2）第 7 条の定めにより社員が同意したとき

（3）当該賛助会員が死亡し、又は解散したとき

（会費の取扱）

第 9 条

既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（会員の種類と会費）

第 10 条

　賛助会員の会費は次の通りとする。

（1）法人会員：年額一口 30,000 円

（2）個人会員：年額一口　5,000 円

本規程の改定は理事会の決議による。

この規程は、2018 年 4 月 1 日より施行する。